

平成26年度

宮城県地域防災計画の修正について

〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕

【目次】

1 修正の経緯	… 1
2 主な修正点について	… 3

平成27年1月
宮城県

1 修正の経緯 ー 概要図 ー



H12 宮城県沖地震の長期評価公表
 H13 長町・利府線断層帯長期評価公表
 H17 宮城県沖地震を想定した強震動の評価(一部修正版)
 H20 日本海溝・千島海溝周辺海溝型の地震防災戦略

減災目標(地域目標)を定めるよう地方公共団体に要請

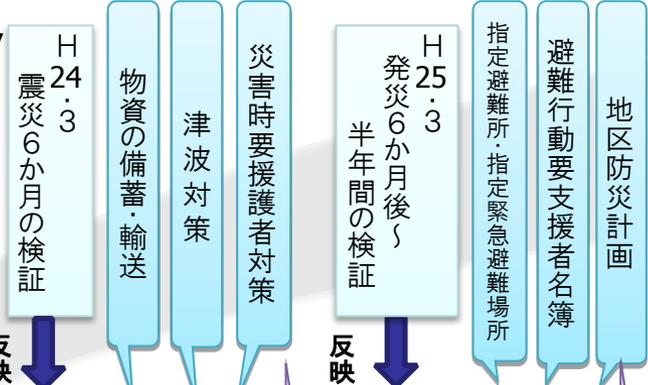
H22~H23 宮城県第四次地震被害想定調査
 H14~H15 宮城県第三次地震被害想定調査

宮城県地域防災計画
 H16.6修正 震災対策編
 H17.6修正 風水害等災害対策編
 H18.8策定 日本海溝特措法編



「減災」を基本方針とした 防災対策の推進

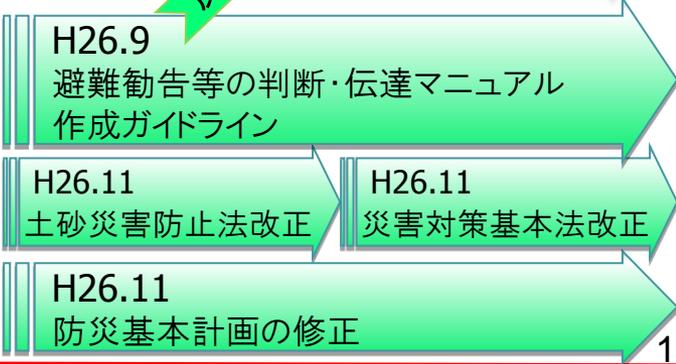
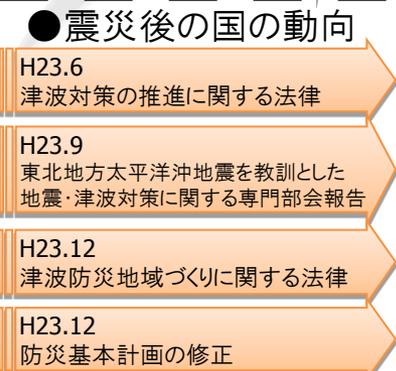
(「自助・共助・公助」の概念に基づき、県・市町村・防災機関・県民一丸となった取組)



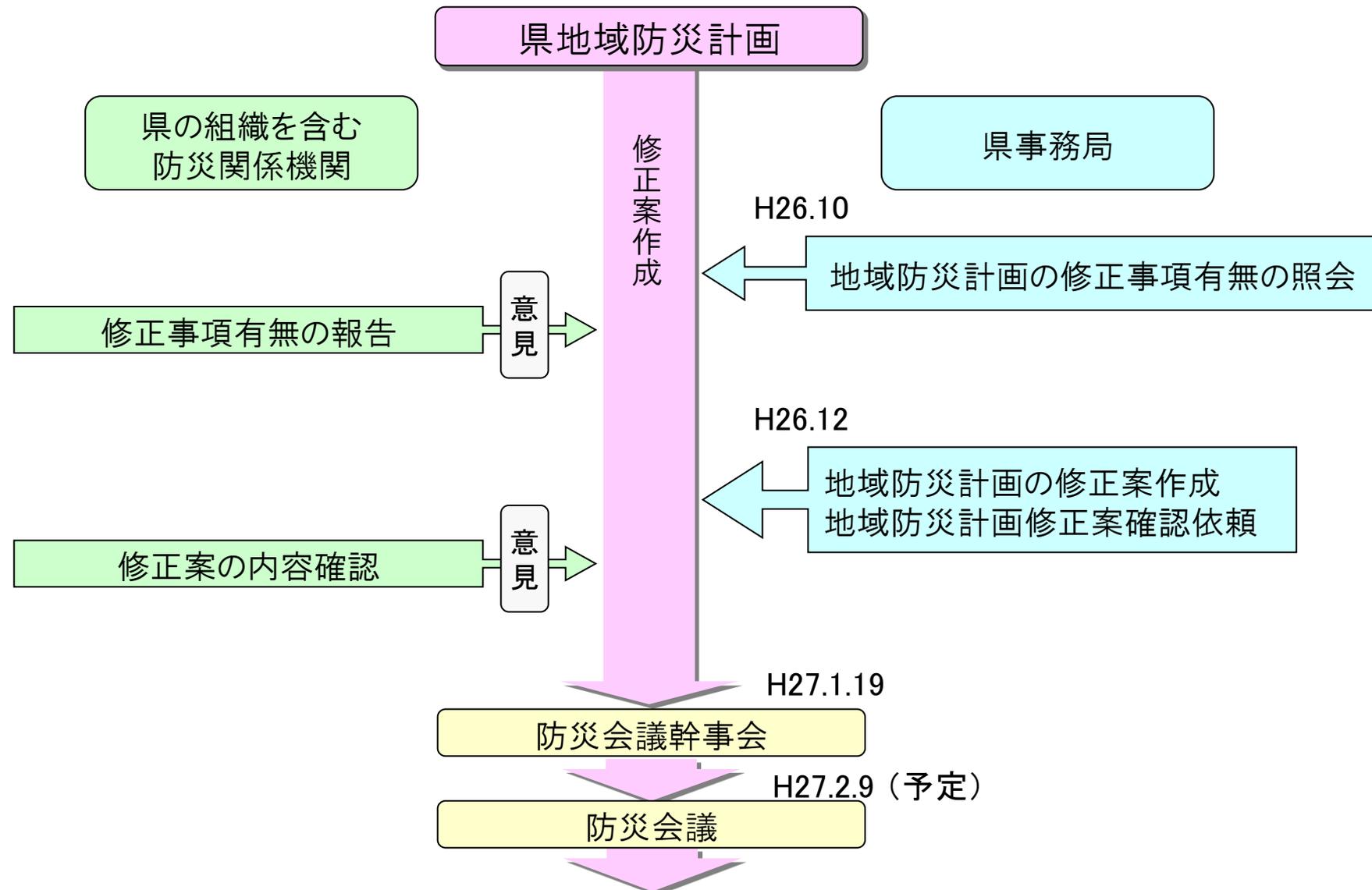
宮城県地域防災計画
 H25.2修正 地震災害対策編
 津波災害対策編
 風水害等災害対策編



宮城県地域防災計画
 H27.2修正 (予定) 地震災害対策編
 津波災害対策編
 風水害等災害対策編



1 修正の経緯 – 県地域防災計画修正の流れ –



H27.2 県地域防災計画(地震災害対策編, 津波災害対策編, 風水害等災害対策編)更新
国(消防庁)への報告, 各防災関係機関への配布, 県ホームページにおいて公開

2 主な修正点について

地震災害対策編，津波災害対策編，風水害等災害対策編共通

(1) 災害対策基本法の一部改正及び防災基本計画の修正の反映

○ 緊急通行車両の通行ルート確保のための放置車両対策

平成26年11月改正の災害対策基本法が根拠規定となって，平成26年11月修正の防災基本計画において，緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合，道路管理者は，緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令，また運転者の不在時等は，道路管理者自ら車両を移動する事が可能となったことを踏まえ，現在の県地域防災計画の「災害応急対策」について，必要な箇所を修正。

(地震編3章10節，津波編 同，風水害編3章12節)

(2) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの反映

○ 避難行動の考え方に関する定義

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)において，避難に関する考え方があらためて整理されたことを踏まえ，「避難の原則」と「避難勧告等の対象とする避難行動」について新たに定義。

(地震編3章12節，津波編 同，風水害編3章14節)

(3) 県の防災施策の反映

○ 広域防災拠点の位置付けの明記，圏域防災拠点の選定の反映

各防災拠点等の整備・充実について，県の防災施策の動向に合わせて，表現の適正化を図り，修正したもの。

- ・広域防災拠点：市町村の防災活動の円滑な実施を強力に支援するため，応援部隊や物資の集配送などの広域活動拠点として，県が整備を図る。
- ・圏域防災拠点：広域防災拠点及び市町村の地域防災拠点と相互に補完・連携しながら，応援部隊や物資の集配送などの活動拠点として圏域内の市町村を支援するとともに，必要に応じ他圏域への支援も行う活動拠点を圏域ごとに確保する。
- ・地域防災拠点：応援部隊の集結場所や物資の集積配送拠点等として市町村が設置する。

(地震編2章18節，津波編 同，風水害編2章12節)

○ **北海道・東北8道県相互応援協定の改正**

全国知事会での「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」の改正を受け、「北海道・東北8道県相互応援協定」について平成26年10月に改正したものであり，これまでの「応援調整道県」から更に役割を拡大した「カバー（支援）県」を各道県ごとに設置することなどの改正内容に合わせ，必要な箇所を修正。

（地震編2章19節・3章4節，津波編 同，風水害編2章13節・3章7節）

○ **日本フランチャイズチェーン協会加盟企業との新たな協定締結**

災害時に帰宅困難者に対して飲料水・トイレ・交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションを確保するため，（一社）日本フランチャイズチェーン協会に加盟するセブンイレブン，ローソン，ファミリーマートなど企業13社及び仙台市と平成26年8月に協定を締結したことを踏まえ，表現を修正。

（地震編2章24節，津波編 同，風水害編2章17節）

（4）その他

○ **各種指定公共機関・指定地方公共機関の追加等**

新たに指定された機関等について追加を行うとともに，機関毎の列举を改め，表形式に整理。

（地震編1章2節，津波編 同，風水害編1章2節）

(5) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの反映

○ 「避難指示」の発令

ガイドラインにおいて、津波にあつては一刻も早い避難が必要であり、基本的に「避難準備情報」「避難勧告」を発令せず「避難指示」のみ発令する考え方が示されたことを踏まえ、発令に関する記述を修正。

(津波編3章12節)

風水害等災害対策編

(6) 土砂災害防止法の一部改正の反映

○ 土砂災害警戒区域等の指定を促進させるための基礎調査結果の公表

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の一部改正が行われ、住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に基礎調査の結果を公表することを義務付けしたことを踏まえて追加。

(風水害編2章1節)

○ 市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

避難体制の充実・強化を図るため、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項等を定めることが規定されたことを踏まえて追加。

(風水害編2章1節)

(7) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの反映

○ 避難勧告等の判断基準の設定等

ガイドラインにおいて、避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定したことを踏まえ、避難勧告等を行う具体的な発令基準及び伝達方法を設定する際には、ガイドラインを参考とすることについて規定。

(風水害編2章16節)